

河内長野市生産緑地地区の指定に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市街化区域内における緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資するため、生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）第3条の規定に基づき、生産緑地地区の指定の要件を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準における用語の意義は、法、都市計画法（昭和43年法律第100号）、農地法（昭和27年法律第229号）及びこれらの法律に基づく命令の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 一団のものの区域：物理的に一体的な地形のまとまりを有している農地等の区域
- (2) 多目的保留地機能：公園、緑地等の公共施設等の施設の用に供する予定地としての機能
- (3) 農地等利害関係人：農地等について所有権、対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権又は登記した永小作権、先取特権、質権若しくは抵当権を有する者及びこれらの権利に関する仮登記若しくは差押えの登記又は農地等に関する買戻しの特約の登記の登記名義人
- (4) 行為制限：生産緑地地区内における建築物その他の工作物の新築、改築、増築、宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更、水面の埋立て、干拓等は、市長の許可を受けなければしてはならないという制限

(指定基準を満たす農地等)

第3条 生産緑地地区の指定基準を満たす農地等は、次の各号のいずれにも該当する農地等とする。

- (1) 市街化区域内の一団のものの区域であること。
- (2) 公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものであること。
- (3) 一団のものの区域の規模が300平方メートル以上であること。
- (4) 用排水その他の状況を勘案して、農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められるものであること。
- (5) 農地等の所有者に指定の意向があること。
- (6) 農地等利害関係人の同意が得られるものであること。

(7) 農林漁業の活動及び管理に必要となる道等に接している農地等であること。ただし、当該農地等と連担する既存の生産緑地地区がこの号本文の要件を満たしている場合は、この限りでない。

(指定しない農地等)

第4条 前条の規定にかかわらず、都市計画の観点から次の各号のいずれかに該当する農地等については、原則として生産緑地地区の指定は行わないものとする。

(1) 都市計画法第8条第1項1号に規定する近隣商業、商業地域内にあるもの（河内長野駅、千代田駅、三日市町駅周辺に限る。）。

(2) 都市計画施設についての都市計画法（昭和43年法律100号）第59条の認可又は承認が行われている区域と重複するもの。

(3) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条または第5条の規定による届出を得ているもの（法第8条において許容される施設に転用される場合を除く。）。ただし、届出後の状況の変化により、やむを得ないと判断できる事情が認められるものであって、法及び都市計画法上支障のない場合は、この限りでない。

(4) 法第10条の規定に基づく買取りの申出があり、行為制限が解除されたもの。ただし、やむを得ないと判断できる事情が認められるものであって、法及び都市計画法上支障のない場合は、この限りでない。